

厚生労働省委託

原子力災害時における原子力施設内の 医療体制モデルに関する提言

～「原子力災害時の医療スタッフ等のオンサイト派遣に係る仕組みの在り方について」より～

別添資料

平成 29 年 3 月

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構

目次

別添資料 1	関係法令の定める被ばく限度	別- 1
別添資料 2	資機材分類基準	別-15
別添資料 3	オンサイト医療派遣 派遣候補者名簿への登録のお願い	別-17
別添資料 4	登録同意書	別-23
別添資料 5	委任契約書（※ひな形）	別-25

本文書は、平成 28 年度厚生労働省委託事業において作成した「原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応ネットワーク構築事業成果報告書」のうち、今後、原子力施設内で万が一事故が発生した場合に備え、原子力施設内での緊急作業中に被災した労働者に対応するため、事業者が構築すべき医療体制のモデルに関する内容について、関係者の利便性を考慮し抜粋したものである。

なお、「別添資料 3 オンサイト医療派遣 派遣候補者名簿への登録のお願い」「別添資料 4 登録同意書」「別添資料 5 委任契約書（※ひな形）」は平成 28 年度厚生労働省委託事業において使用した文書である。事業者はこれらを参考にして、原子力災害時の医療スタッフ等のオンサイト派遣に係る仕組みについて、できるだけ早期に構築することが望ましい。

別添資料 1 関係法令の定める被ばく限度

【各法令の違い】

<放射線業務従事者の被ばく限度>

五年間 100mSv、一年間 50mSv、女子について三月間 5mSv は同じであるが、

- 1 五年間について、炉規法・障防法・医療法においては、平成 13 年 4 月 1 日以後五年ごとに区分した各期間としているが、電離則・船員電離則・人事院規則では、始期を記載していない。
- 2 一年間について、炉規法・障防法・医療法・人事院規則においては、4 月 1 日を始期とする一年間としているが、電離則・船員電離則では、始期を記載していない。
- 3 三月間について、炉規法・障防法・医療法・人事院規則においては、始期を記載しているが、電離則・船員電離則では、始期を記載していない。

<緊急作業の被ばく限度>

緊急作業に従事している間は 100mSv で同じであるが、

- 1 炉規法・障防法・医療法においては、緊急作業に従事するのは放射線業務従事者であるが、電離則・船員電離則・人事院規則では、放射線業務従事者でない者が緊急作業に従事した場合も緊急作業に係る線量限度を適用する。

<特例緊急作業>

- 1 特例緊急被ばく限度 (250mSv) の規定があるのは、炉規法・電離則・人事院規則。
- 2 人事院規則は、特例緊急作業に従事する者を原子力保安検査官のみに限定。
- 3 炉規法・電離則は、特例緊急作業に従事する者を原災法で定める原子力防災要員、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者であり、特別な教育と訓練を受けたものに限定。
- 4 炉規法は、250mSv とする事象を定めているが、電離則と人事院規則は、事象が起こったとき定めることになっている。

<その他>

地方公務員 (警察官・消防吏員) は地方公務員法の適用を受けるが、労働安全については労働安全衛生法を準用しており、緊急作業に係る線量限度は 100mSv を採用している。

【関係法令の比較表】

	炉規法	電離則	人事院規則	障方法	医療法	船員電離則
実効線量	五年間 100mSv 平成十三年四月一日以後五年ごと 一年間 50mSv 四月一日を始期とする	五年間 100mSv 一年間 50mSv 三月間 5mSv	五年間 100mSv 一年間 50mSv 四月一日を始期とする	五年間 100mSv 平成十三年四月一日以後五年ごと 一年間 50mSv 四月一日を始期とする	五年間 100mSv 平成十三年四月一日以後五年ごと 一年間 50mSv 四月一日を始期とする	五年間 100mSv 一年間 50mSv 三月間 5mSv
女性	三月間 5mSv 四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする	三月間 5mSv	三月間 5mSv 四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする	三月間 5mSv 四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする	三月間 5mSv 四月一日を始期とする	三月間 5mSv
妊娠中	内部被ばく 1mSv	内部被ばく 1mSv	内部被ばく 1mSv	内部被ばく 1mSv	内部被ばく 1mSv	内部被ばく 1mSv
眼の水晶体	一年間 150mSv 四月一日を始期とする	一年間 150mSv	一年間 150mSv 四月一日を始期とする	一年間 150mSv 四月一日を始期とする	一年間 150mSv 四月一日を始期とする	一年間 150mSv
皮膚	一年間 500mSv 四月一日を始期とする	一年間 500mSv	一年間 500mSv 四月一日を始期とする	一年間 500mSv 四月一日を始期とする	一年間 500mSv 四月一日を始期とする	一年間 500mSv
腹部表面	妊娠中 2mSv	妊娠中 2mSv	妊娠中 2mSv	妊娠中 2mSv	妊娠中 2mSv	妊娠中 2mSv
実効線量	100mSv	100mSv	100mSv	100mSv	100mSv	100mSv
眼の水晶体	300mSv	300mSv	300mSv	300mSv	300mSv	300mSv
皮膚	1Sv	1Sv	1Sv	1Sv	1Sv	1Sv
放射線業務従事者のみ	放射線業務従事者でない者が従事した場合も準用	放射線業務従事者でない者が従事した場合も準用	放射線業務従事者でない者が従事した場合も準用	放射線業務従事者のみ	放射線業務従事者のみ	放射線業務従事者でない者が従事した場合も準用
実効線量	告示で定める事象が発生した場合 250mSv	原災法 第十条に規定する政令で定める事象のうち厚生労働大臣が定めるものが発生した場合及び原災法第十五条第一項各号に掲げる場合 250mSv その他の場合は、100mSvを超え250mSvを超えない範囲内で厚生労働大臣が定める	原災法 第十条に規定する政令で定める事象のうち人事院が定めるものが発生した場合及び原災法第十五条第一項各号に掲げる場合 250mSv その他の場合は、100mSvを超え250mSvを超えない範囲内で人事院が定める	原災法 第十条に規定する政令で定める事象のうち人事院が定めるものが発生した場合及び原災法第十五条第一項各号に掲げる場合 250mSv その他の場合は、100mSvを超え250mSvを超えない範囲内で人事院が定める		
眼の水晶体	300mSv					
皮膚	1Sv					
放射線業務従事者	放射線業務従事者でない者が従事した場合も準用	放射線業務従事者でない者が従事した場合も準用	放射線業務従事者でない者が従事した場合も準用	放射線業務従事者のみ	放射線業務従事者のみ	放射線業務従事者でない者が従事した場合も準用

※オンサイト医療派遣において派遣医療スタッフに適用される法令は、炉規法と電離則である。

ただし、オンサイト医療派遣が特例緊急作業と見なされるかどうかは、不明である。□

なお、現在対象となる派遣候補者はいないが、今後国家公務員が派遣医療スタッフとして派遣される場合は、人事院規則も適用されることが考えられる。

【関係法令（抜粋）】

労働安全衛生法

電離放射線障害防止規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第四十一号）

最終改正：平成二七年八月三十一日厚生労働省令第一三四号

（放射線業務従事者の被ばく限度）

第四条 事業者は、管理区域内において放射線業務に従事する労働者（以下「放射線業務従事者」という。）の受ける実効線量が五年間につき百ミリシーベルトを超えず、かつ、一年間につき五十ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

2 事業者は、前項の規定にかかわらず、女性の放射線業務従事者（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び第六条に規定するものを除く。）の受ける実効線量については、三月間につき五ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

第五条 事業者は、放射線業務従事者の受ける等価線量が、眼の水晶体に受けるものについては一年間につき百五十ミリシーベルト、皮膚に受けるものについては一年間につき五百ミリシーベルトを、それぞれ超えないようにしなければならない。

第六条 事業者は、妊娠と診断された女性の放射線業務従事者の受ける線量が、妊娠と診断されたときから出産までの間（以下「妊娠中」という。）につき次の各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにしなければならない。

- 一 内部被ばくによる実効線量については、一ミリシーベルト
- 二 腹部表面に受ける等価線量については、二ミリシーベルト

（緊急作業時における被ばく限度）

第七条 事業者は、第四十二条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生し、同項の区域が生じた場合における放射線による労働者の健康障害を防止するための応急の作業（以下「緊急作業」という。）を行うときは、当該緊急作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性の放射線業務従事者については、第四条第一項及び第五条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する限度を超えて放射線を受けさせることができる。

2 前項の場合において、当該緊急作業に従事する間に受ける線量は、次の各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにしなければならない。

- 一 実効線量については、百ミリシーベルト
- 二 眼の水晶体に受ける等価線量については、三百ミリシーベルト
- 三 皮膚に受ける等価線量については、一シーベルト

3 前項の規定は、放射線業務従事者以外の男性及び妊娠する可能性がないと診断された

女性の労働者で、緊急作業に従事するものについて準用する。

(特例緊急被ばく限度)

第七条の二 前条第一項の場合において、厚生労働大臣は、当該緊急作業に係る事故の状況その他の事情を勘案し、実効線量について同条第二項の規定によることが困難であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該緊急作業に従事する間に受ける実効線量の限度の値（二百五十ミリシーベルトを超えない範囲に限る。以下「特例緊急被ばく限度」という。）を別に定めることができる。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣は、直ちに、特例緊急被ばく限度を二百五十ミリシーベルトと定めるものとする。

一 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号。次号及び次条第一項において「原災法」という。）第十条に規定する政令で定める事象のうち厚生労働大臣が定めるものが発生した場合

二 原災法第十五条第一項各号に掲げる場合

3 厚生労働大臣は、前二項の規定により特例緊急被ばく限度を別に定めた場合には、当該特例緊急被ばく限度に係る緊急作業（以下「特例緊急作業」という。）に従事する者（次条において「特例緊急作業従事者」という。）が受けた線量、当該特例緊急作業に係る事故の収束のために必要となる作業の内容その他の事情を勘案し、これを変更し、かつ、できるだけ速やかにこれを廃止するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項又は第二項の規定により特例緊急被ばく限度を別に定めたときは、当該特例緊急作業及び当該特例緊急被ばく限度を告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

第七条の三 事業者は、原災法第八条第三項に規定する原子力防災要員、原災法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者（第五十二条の九において「原子力防災要員等」という。）以外の者については、特例緊急作業に従事させてはならない。

2 事業者は、前条第一項又は第二項の規定により、特例緊急被ばく限度が定められたときは、第七条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、特例緊急作業従事者について、同号に規定する限度を超えて放射線を受けさせることができる。この場合において、当該緊急作業に従事する間に受ける実効線量は、当該特例緊急被ばく限度を超えないようにしなければならない。

3 事業者は、特例緊急作業従事者について、当該特例緊急作業に係る事故の状況に応じ、放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならない。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

○核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（原子力規制委員会告示第八号）平成二十七年八月三十一日

（放射線業務従事者の線量限度）

第五条 製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第三条第六号イ、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第十一号の二ハ、再処理規則第十条第一項第一号、実用炉規則第七十九条第一項第一号、第二種埋設規則第十五条第一項第一号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第一号、貯蔵規則第三十条第一項第一号、研開炉規則第七十四条第一項第一号、受託貯蔵規則第二条第八号イ並びに第一種埋設規則第五十四条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。ただし、核原料物質使用規則第二条第十一号の二ハに掲げる線量限度については、第四号の規定は適用しない。

一 第三条第三項に規定する五年間につき百ミリシーベルト

二 一年間につき五十ミリシーベルト

三 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を製錬事業者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等を含む。）、加工事業者（法第二十二条の九第一項に規定する旧加工事業者等を含む。）、試験研究用等原子炉設置者（法第四十三条の三の三第一項に規定する旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。）、発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十四第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等を含む。）、使用済燃料貯蔵事業者（法第四十三条の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。）、再処理事業者（法第五十一条第一項に規定する旧再処理事業者等を含む。）、廃棄事業者（法第五十一条の二十六第一項に規定する旧廃棄事業者等を含む。）、使用者（法第五十七条の七第一項に規定する旧使用者等を含む。）、受託貯蔵者、核原料物質使用者及び国際規制物資使用者（法第六十一条の三第一項の許可を受けた者であって法第五十七条の八第一項第三号の核原料物質以外の核原料物質である国際規制物資を使用するものに限るものとし、法第六十一条の九の三第一項に規定する旧国際規制物資使用者等を含む。）（以下この条において「製錬事業者等」という。）に書面で申し出た者並びに次号に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

四 妊娠中である女子については、第一号及び第二号に規定するほか、本人の申出等により製錬事業者等が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて一ミリシーベルト

2 製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第三

条第六号イ、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第十一号の二ハ、再処理規則第十条第一項第一号、実用炉規則第七十九条第一項第一号、第二種埋設規則第十五条第一項第一号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第一号、貯蔵規則第三十条第一項第一号、研開炉規則第七十四条第一項第一号、受託貯蔵規則第二条第八号イ並びに第一種埋設規則第五十四条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、等価線量について次のとおりとする。

- 一 眼の水晶体については、一年間につき百五十ミリシーベルト
- 二 皮膚については、一年間につき五百ミリシーベルト
- 三 前項第四号に規定する女子の腹部表面については、同号に規定する期間につき二ミリシーベルト

(緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度)

第七条 試験炉規則第八条第二項、核燃料物質使用規則第八条第二項、加工規則第七条の三第二項、再処理規則第十条第二項、実用炉規則第七十九条第二項、第二種埋設規則第十五条第二項、廃棄物管理規則第二十八条第二項、貯蔵規則第三十条第二項、研開炉規則第七十四条第二項、受託貯蔵規則第四条第二項及び第一種埋設規則第五十四条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について百ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

2 前項の規定にかかわらず、原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第三号に規定する原子力事業者をいう。以下同じ。）の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により次のいずれかの事象が発生した場合の試験炉規則第八条第二項、核燃料物質使用規則第八条第二項、加工規則第七条の三第二項、再処理規則第十条第二項、実用炉規則第七十九条第二項、第二種埋設規則第十五条第二項、廃棄物管理規則第二十八条第二項、貯蔵規則第三十条第二項、研開炉規則第七十四条第二項及び第一種埋設規則第五十四条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について二百五十ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

- 一 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第四条第四項第一号から第三号までのいずれかの事象
- 二 原子力災害対策特別措置法施行令第六条第三項第一号若しくは第二号の区分に応じ、当該各号に定める放射線量が検出されたこと又は同条第四項第一号から第三号までのいずれかの事象
- 三 次の表の上欄に掲げる原子力事業者の原子炉の運転等のための施設の区分に応じ、同表下欄に掲げる事象

上欄 イ 沸騰水型発電用原子炉施設（原子炉容器内に使用済燃料が存在しない場合

を除く。)

下欄 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省令・経済産業省令第二号。以下「通報事象等規則」という。）第七条第一号の表イ（3）、（7）、（8）、（13）及び（14）並びに第十四条の表イに規定する事象

上欄 ロ 加圧水型発電用原子炉施設（原子炉容器内に使用済燃料が存在しない場合を除く。)

下欄 通報事象等規則第七条第一号の表ロ（5）から（7）まで、（12）及び（13）並びに第十四条の表ロに規定する事象

上欄 ハ ナトリウム冷却型発電用原子炉施設（原子炉容器内に使用済燃料が存在しない場合を除く。)

下欄 通報事象等規則第七条第一号の表ハ（5）から（7）まで、（11）及び（12）並びに第十四条の表ハに規定する事象

上欄 ニ 試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）及びその附属設備（以下「試験研究用等原子炉施設」という。）のうちナトリウム冷却型高速炉に係る施設（原子炉容器内に使用済燃料が存在しない場合を除く。)

下欄 通報事象等規則第七条第一号の表ニ（5）から（7）まで及び第十四条の表ニに規定する事象

上欄 ホ 試験研究用等原子炉施設（ニに掲げるものを除く。)

下欄 通報事象等規則第七条第一号の表ホ及び第十四条の表ホに規定する事象

上欄 ヘ 使用済燃料貯蔵槽内にのみ使用済燃料が存在するイからニまでに掲げる施設（通報事象等規則第七条第一号の表トの規定に基づき原子力規制委員会が定めたものを除く。)

下欄 通報事象等規則第七条第一号の表ト（3）、（4）及び（7）並びに第十四条の表トに規定する事象

上欄 ト イからへまでに掲げるもの以外の発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設

下欄 通報事象等規則第七条第一号の表チ並びに第十四条の表チに規定する事象

上欄 チ 再処理施設

下欄 通報事象等規則第七条第一号の表リ（2）及び（3）に規定する事象

四 通報事象等規則第七条第二号の事象

- 3 試験炉規則第八条第三項第三号、核燃料物質使用規則第八条第三項第三号、加工規則第七条の三第三項第三号、再処理規則第十条第三項第三号、実用炉規則第七十九条第三項第三号、第二種埋設規則第十五条第三項第三号、廃棄物管理規則第二十八条第三項第三号、貯蔵規則第三十条第三項第三号、研開炉規則第七十四条第三項第三号及び第一種埋設規則第五十四条第三項第三号の原子力規制委員会が定める場合は、前項第一号から第

四号までに掲げる事象のいずれかが発生した場合とする。

国家公務員法

人事院規則 10—5（職員の放射線障害の防止）（昭和三十八年九月二十五日）

最終改正：平成二八年一月二七日人事院規則一〇一五一九

（職員の実効線量及び等価線量の限度）

第四条 各省各庁の長は、管理区域内において放射線業務に従事する職員（以下「放射線業務従事職員」という。）の実効線量が、次に掲げる限度を超えないようにしなければならない。

一 五年ごとに区分した各期間の実効線量の限度 百ミリシーベルト

二 一の年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の実効線量の限度 五十ミリシーベルト

三 四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を初日とする各三月間の女子（妊娠する可能性がないと診断された女子及び妊娠と診断された時から出産までの間（以下「妊娠中」という。）の女子を除く。）の実効線量の限度 五ミリシーベルト

四 妊娠中の女子の体内に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）による実効線量の限度 一ミリシーベルト

2 各省各庁の長は、管理区域内において業務を行う放射線業務従事職員の等価線量が、次に掲げる限度を超えないようにしなければならない。

一 一の年度の等価線量の限度 眼の水晶体については百五十ミリシーベルト、皮膚については五百ミリシーベルト

二 妊娠中の女子の腹部表面の等価線量の限度 二ミリシーベルト

（緊急作業における被ばく限度）

第四条の二 第二十条第一項各号のいずれかに該当する場合における放射線障害を防止するための緊急を要する作業（以下「緊急作業」という。）に従事する男子職員及び妊娠する可能性がないと診断された女子職員の当該緊急作業の期間中の線量の限度は、前条第一項各号及び第二項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるものとする。

一 実効線量 百ミリシーベルト

二 等価線量 眼の水晶体については三百ミリシーベルト、皮膚については一シーベルト

（特例緊急被ばく限度）

第四条の三 男子職員又は妊娠する可能性がないと診断された女子職員の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十七条

の二 に規定する原子力保安検査官（原子力規制委員会委員長が指名する者に限る。）が緊急作業に従事する場合であつて、その事故の状況その他の事情を勘案し、実効線量の限度について前条第一号の規定によることが困難であると人事院が認めるときは、同号の規定にかかわらず、当該緊急作業の期間中の実効線量の限度（以下この条において「特例緊急被ばく限度」という。）は、百ミリシーベルトを超え二百五十ミリシーベルトを超えない範囲内で人事院が定めることができる。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、人事院は、直ちに、特例緊急被ばく限度を二百五十ミリシーベルトと定める。

一 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十条 に規定する政令で定める事象のうち人事院が定めるものが発生した場合

二 原子力災害対策特別措置法第十五条第一項 各号に掲げる場合

3 前二項の規定により特例緊急被ばく限度に係る緊急作業に従事させる場合には、その従事させる間に受ける実効線量については、当該特例緊急被ばく限度を超えないようにしなければならない。かつ、放射線については、当該緊急作業に係る事故の状況に応じ、これを受けることをできるだけ少なくするように努めなければならない。

4 特例緊急被ばく限度に係る緊急作業については、第一項に規定する原子力保安検査官以外の者に従事させてはならない。

5 人事院は、第一項又は第二項の規定により特例緊急被ばく限度を定めた場合には、その適用に係る職員が受けた線量、事故の収束のために必要となる作業の内容その他の事情を勘案し、これを変更し、かつ、できるだけ速やかにこれを廃止するものとする。

医療法

医療法施行規則（昭和二十三年十一月五日厚生省令第五十号）

最終改正：平成二八年九月二九日厚生労働省令第一五二号

第四章 診療用放射線の防護 第五節 限度

（線量限度）

第三十条の二十七 第三十条の十八第一項に規定する放射線診療従事者等に係る実効線量限度は、次のとおりとする。ただし、放射線障害を防止するための緊急を要する作業に従事した放射線診療従事者等（女子については、妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠する意思がない旨を病院又は診療所の管理者に書面で申し出た者に限る。次項において「緊急放射線診療従事者等」という。）に係る実効線量限度は、百ミリシーベルトとする。

- 一 平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間につき百ミリシーベルト
 - 二 四月一日を始期とする一年間につき五十ミリシーベルト
 - 三 女子（妊娠する可能性がないと診断された者、妊娠する意思がない旨を病院又は診療所の管理者に書面で申し出た者及び次号に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト
 - 四 妊娠中である女子については、第一号及び第二号に規定するほか、本人の申出等により病院又は診療所の管理者が妊娠の事実を知った時から出産までの間につき、内部被ばくについて一ミリシーベルト
- 2 第三十条の十八第一項に規定する放射線診療従事者等に係る等価線量限度は、次のとおりとする。
- 一 眼の水晶体については、四月一日を始期とする一年間につき百五十ミリシーベルト（緊急放射線診療従事者等に係る眼の水晶体の等価線量限度は、三百ミリシーベルト）
 - 二 皮膚については、四月一日を始期とする一年間につき五百ミリシーベルト（緊急放射線診療従事者等に係る皮膚の等価線量限度は、一シーベルト）
 - 三 妊娠中である女子の腹部表面については、前項第四号に規定する期間につき二ミリシーベルト

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

○放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成十二年科学技術庁告示第五号）

最終改正 平成二十四年三月二十八日 文部科学省告示第五十九号

（実効線量限度）

第五条 規則第一条第十号に規定する放射線業務従事者の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。

- 一 平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間につき百ミリシーベルト
- 二 四月一日を始期とする一年間につき五十ミリシーベルト
- 三 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を許可届出使用者又は許可廃棄業者に書面で申し出た者及び次号に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト
- 四 妊娠中である女子については、第一号及び第二号に規定するほか、本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）について一ミリシーベルト

（等価線量限度）

第六条 規則第一条第十一号に規定する放射線業務従事者の各組織の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。

- 一 眼の水晶体については、四月一日を始期とする一年間につき百五十ミリシーベルト
- 二 皮膚については、四月一日を始期とする一年間につき五百ミリシーベルト
- 三 妊娠中である女子の腹部表面については、前条第四号に規定する期間につき二ミリシーベルト

（緊急作業に係る線量限度）

第二十二條 規則第二十九条第二項に規定する緊急作業に係る線量限度は、実効線量について百ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

船員法

船員電離放射線障害防止規則（昭和四十八年六月二十三日運輸省令第二十一号）

最終改正：平成一五年一二月二二日国土交通省令第一一八号

第三章 線量の限度

（放射線業務従事者の線量の限度）

第六条 船舶所有者は、管理区域内において放射線業務に従事する船員（以下「放射線業務従事者」という。）の受ける実効線量（男子並びに妊娠不能と診断された女子及び妊娠の意思のない旨を船舶所有者に書面で申し出た女子にあつては、第三十八条第一項第三号に掲げる線量に係る実効線量を除く。）が五年間につき百ミリシーベルトを超えないようにし、かつ、一年間につき五十ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

2 船舶所有者は、女子の放射線業務従事者（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を船舶所有者に書面で申し出た者を除く。）の受ける実効線量については、三月間につき五ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

3 船舶所有者は、前項の規定にかかわらず、女子の放射線業務従事者の申出等により妊娠の事実を知ることとなつた時から出産までの間（以下「妊娠中」という。）にあつては、当該放射線業務従事者の受ける実効線量については、汚染された空気を吸入することにより被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）について、一ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

第七条 船舶所有者は、放射線業務従事者の受ける等価線量（第三十八条第一項第三号に掲げる線量に係る等価線量を除く。）が一年間につき、次に掲げる値を超えないようにしなければならない。

一 眼の水晶体 百五十ミリシーベルト

二 皮膚 五百ミリシーベルト

2 船舶所有者は、妊娠中の女子の放射線業務従事者について、外部放射線による被ばく（以下「外部被ばく」という。）により腹部表面に受ける等価線量が二ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

（一般船員の線量の限度）

第九条 船舶所有者は、放射線業務船に乗り組む船員であつて放射線業務従事者以外の者（以下「一般船員」という。）の受ける線量（第三十八条第一項第三号に掲げる線量を除く。）が一年間につき次に掲げる値を超えないようにしなければならない。

一 実効線量 一ミリシーベルト（国土交通大臣が適当と認めた場合には、五ミリシーベルト）

二 眼の水晶体に受ける等価線量 十五ミリシーベルト

三 皮膚に受ける等価線量 五十ミリシーベルト

(緊急作業時における線量の限度)

第十条 船舶所有者は、第三十六条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生した場合における放射線による障害を防止するための応急の作業（以下「緊急作業」という。）を行わせるときは、当該緊急作業に従事する放射線業務従事者（女子にあつては妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を船舶所有者に書面で申し出た者に限る。）については、第六条第一項及び第七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する限度を超えて放射線を受けさせることができる。ただし、当該緊急作業に従事する間に受ける線量は、次の各号に掲げる値を超えないようにしなければならない。

- 一 実効線量 百ミリシーベルト
- 二 眼の水晶体に受ける等価線量 三百ミリシーベルト
- 三 皮膚に受ける等価線量 一シーベルト

2 前項の規定は、男子及び女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を船舶所有者に書面で申し出た者に限る。）の一般船員で、緊急作業に従事する者について準用する。

別添資料 2 資機材分類基準

区分	資機材の特徴	具体例	方針
A	事業者が事前に準備し、派遣チームの求めに応じ、遅滞なく用意すべき資機材	簡易防護服、医療用消耗品等	事業者が事業所内にて保管
B	事業者が事前に準備すべきだが、事業所内での保管が難しい場合のある資機材	定期的な確認、メンテナンスが必要な薬品、資機材等	事業者が事業所内にて保管、もしくは事業者が事前に交渉の上、地方公共団体、近隣施設にて保管、準備
C	派遣チームの生活、滞在に必要な資機材	非常食、寝具、PC 環境等	事業者の責任において準備
D	派遣チームが携行・運搬することが適切である資機材	医療用麻薬、劇薬等	派遣調整機関が事前に派遣チームと相談
E	道路寸断等に備え、傷病者、派遣チーム、資機材の搬送のために事業者が検討する移動手段	車両、船舶、ヘリコプター等	適切な緊急時移動体制を計画する上で、事業者が必要性を総合的に判断

オンサイト医療派遣 派遣候補者名簿への登録のお願い

- 本資料は、原子力災害発生時、原子力施設内（オンサイト）の被災労働者に対応するためにオンサイトへ派遣される医療スタッフ等の候補として、派遣候補者名簿への登録を検討、判断していただくための説明資料・同意書です。
- 本資料は、「原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応ネットワーク構築事業」の一環として作成されたものであり、「原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応のための専門人材育成事業」にて実施された「導入研修」の修了者の方を対象としています。
- 原子力災害発生時の派遣は、別途、原子力事業者と締結いただく契約に基づき実施されることとなります。
- 本資料および本事業の内容につき不明な点等がございましたら、裏面の本資料に関する窓口までお問い合わせください。

2017年3月

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構

本資料に関する窓口

本資料について不明な点等がございましたら、
以下までお問い合わせください。

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構
放射線医学総合研究所

電話：043-206-4609（ダイヤルイン）

FAX：043-206-4095

Eメール：hibaku-admin@qst.go.jp

※2017年4月以降、上記窓口は変更となる予定です。

1. はじめに

平成 23 年の東京電力福島第一原子力発電所事故では、事故直後、原子力事業者がオンサイトで被ばく医療に携わる医療スタッフ等を独力で確保できず、構内の被災労働者に迅速に対応できなかったという経緯がありました。

同様の状況は、他の原子力施設での事故時にも懸念されることから、平時より救急被ばく医療に関わる人材を育成するとともに、その人材を派遣候補者として登録し、全国の原子力施設の事故に即応する医療スタッフ等のネットワークを構築する取組みが、厚生労働省の主導により進められています。

本資料は、派遣候補者として登録されることへのご判断をお願いするための資料です。本資料をお読みになり、登録に同意いただける場合は、添付の同意書による回答をお願いいたします。

なお、今回の同意の内容は、緊急時にオンサイトへの出勤を打診させていただくためのものであり、出勤を義務付けるものではありません。最終的な出勤についての意思確認は、災害の状況、所属機関様のご都合、その他諸条件をご検討いただいた上で、派遣の直前にあらためてお伺いすることとなります。

2. オンサイトへの出勤について

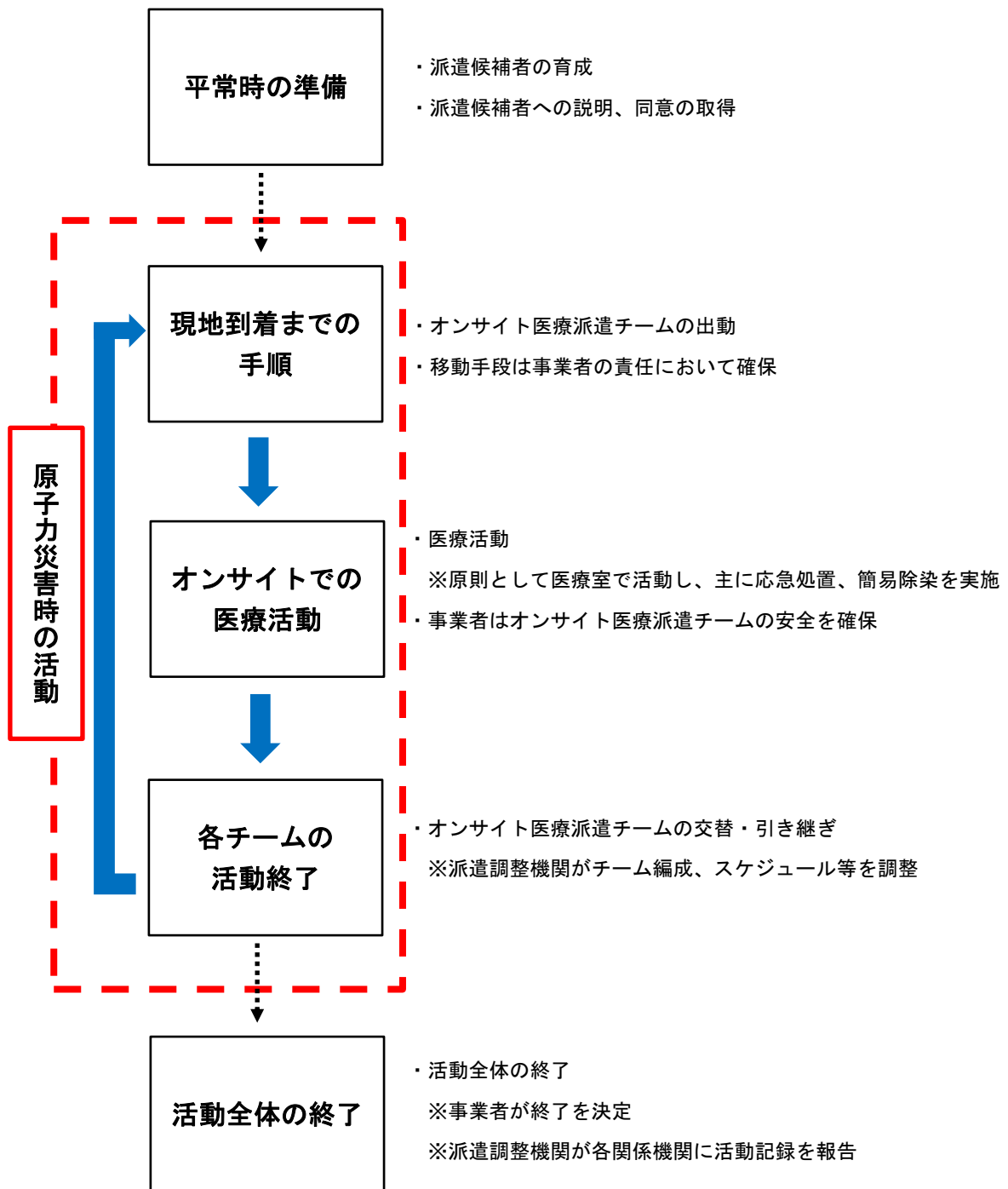
- 原子力災害が発生し、オンサイトへの医療支援が必要となった場合、派遣調整機関よりオンサイトへの出勤を打診させていただきます。
- 派遣調整機関からの打診後、オンサイトへの出勤をご了解いただけた方には、連絡をいつでもとれるようにした上で、ご自宅もしくは勤務先にて待機していただきます。
- 活動の条件、補償内容等につきましては、別途原子力事業者が提示する契約内容にてご確認ください。なお、事前に契約が未締結もしくは不十分な方には、原子力事業者よりあらためて契約をお願いする場合があります。
- オンサイトまでの移動手段は、原子力事業者が確保します。
- 一回の活動サイクルはおおむね移動 2 日、活動 2～3 日が目安となります。

3. 活動の内容と安全管理について

- 活動場所は、原則としてオンサイト内に準備された医療スペースで活動することとなります。
- オンサイトでの医療活動は、医師、看護師、診療放射線技師、ロジスティクス担当者の4職種を原則とする「オンサイト医療派遣チーム」を編成して行います。オンサイト医療派遣チームは、同一の医療機関からのメンバーで構成される場合もあれば、二つ以上の医療機関からのメンバーで構成される場合もあります。
- 被災労働者への応急処置と、可能であれば簡易除染が想定される医療行為の内容となります。その他医療行為全般の具体的内容については、オンサイト医療派遣チームのリーダー（医師から選任）が判断します。
- 活動における安全管理責任は、原子力事業者が負うこととなり、安全を確保するために必要な情報を、オンサイト医療派遣チームに不足なく提供することとなります。
- 活動中の被ばく線量は、法で定める被ばく線量を遵守するために、事業者が法令の限度内で定める独自の被ばく線量基準に基づき管理されることとなります。詳細につきましては、出勤前に事業者より説明させていただきます。

4. その他

- 今回の派遣候補者としての登録以前の職業被ばくの履歴につきましては、同意書の該当箇所にご記入ください。
- オンサイト派遣に関する所属機関様への説明、その他調整につきましては、事業者と派遣候補者が事前契約を締結する際に、別途行われる予定です。



＜オンサイト医療派遣の基本的な流れ＞

5. 個人情報の利用目的について

当法人は、原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応ネットワーク構築事業において当法人に提供されるすべての個人情報を、以下の利用目的の範囲内で利用するものとします。

(1) 利用目的

- 原子力施設内の緊急作業中の被災労働者に対応する医療スタッフ等への連絡、支援のため
- 医療スタッフ等の健康・安全を確保するため
- 医療派遣業務終了後の事後管理のため
- 原子力災害医療に関する知識、能力育成を目的とする研修等の案内のため
- その他、本ネットワークに登録される医療従事者との連絡、契約等の行為を適切かつ円滑に行うため

(2) 第三者への提供

当法人は、(1)の利用目的の達成のために必要な範囲で、個人情報を第三者に提供することがあります。

①第三者に提供する目的

(1)の利用目的の達成のため

②提供する個人情報の項目

住所、氏名、勤務先、連絡先に関する情報等、登録同意書に記載されたすべての情報

③当該情報の提供を受ける者又は提供を受ける者の組織の種類、属性

- 原子力災害対策特別措置法第2条に定める原子力事業者
- オンサイト医療派遣の調整全般を担当する派遣調整機関

別添資料4 登録同意書

登 録 同 意 書

記入日： 年 月 日

ふりがな					
氏名	性別（男・女） 血液型（A B AB O） （RH ）				
生年月日・職種	（ S ・ H ） 年 月 日 （ 医師 ・ 看護師 ・ 診療放射線技師 ・ その他 ）				
現住所	〒 -				
	自宅（ ） FAX（ ）				
	携帯（ ） EMAIL（ ）				
所属先 （有・無）	施設名（ ） 所属科（ ）				
	〒 -				
	TEL（ ） FAX（ ）				
	EMAIL（ ）				
過去5年の被ばく線量 （不明な場合は記入不要）	～	～	～	～	～
	mSv	mSv	mSv	mSv	mSv
その他					

私は、原子力施設内（オンサイト）への派遣候補者として、
派遣候補者名簿に登録されることの目的、内容について、
「オンサイト医療派遣 派遣候補者名簿への登録のお願い」を読み、理解しました。
派遣候補者名簿への登録に同意します。

年 月 日

施設名： _____

氏 名： _____ 印

【送付・問合せ先】
〒263-8555
千葉県千葉市稲毛区穴川4丁目9番1号
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構
放射線医学総合研究所
被ばく医療センター
TEL：043-206-4609 FAX：043-206-4095

別添資料 5 委任契約書（※ひな形）

委 任 契 約 書（※ひな形）

_____を甲、_____を乙として、次のとおり、委任契約を締結する。

（委任業務の内容）

第1条 甲は、乙に対し、次に定める業務（以下「本委任業務」という。）を委任し、乙はこれを受任する。

- （1）**原子力発電所事故に伴う事業所内で発生した傷病者に対する医療行為及びそれに関連する事項
- （2）その他甲乙協議の上で決定された事項

2 甲は、乙が本委任業務を実施するに当たり、乙に対して必要な協力を行うものとする。

（委任業務の実施場所）

第2条 乙は、本委任業務の履行を、原則として以下の場所で行うものとする。

原子力発電所 1号建屋内診療室、及び必要に応じて原子力発電所内のその他の場所と同発電所外の患者搬送ルート

（契約期間）

第3条 本委任業務は、平成 年 月 日（or 契約締結日）から平成 年 月 日までの間に行われるものとし、別途甲乙間で協議、決定した日程に基づき実施する。

（指揮命令系統）

第4条 乙は、派遣先となる〇〇の指揮の下で活動するものとする。

2 乙は、甲の事業所が立地する道府県が定める原子力災害医療体制において、乙の運用について特段の定めがある場合は、当該体制の中で活動するものとする。

（報酬）

第5条 乙の報酬は、別表のとおりとする。

（経費）

第6条 甲は、第1条の甲の要請に基づき乙が本委任業務を履行するために通常必要となる全ての費用（参集拠点に集合するまでの交通費、宿泊費、通信費等）を負担する。

2 甲は、乙が携行した医薬品等を使用した場合の実費を負担するものとする。

3 乙は甲に対し、甲が負担すべき費用の全部又は一部の前払を要求することができるものとし、乙に係る費用を立替払した場合は、甲は直ちにこれを弁済するものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本契約期間中と期間満了後とを問わず、本委任業務に関して知り得た秘密（以下「機密事項」という。）を原子力災害時の医療スタッフ等のオンサイト派遣に関するマニュアルに定めのない第三者に開示し又は本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。ただし、相手方の書面による承諾がある場合及び法令等に基づく官公庁、裁判所その他公的機関の命令により開示が義務付けられた場合はこの限りではない。

2 以下の各号の一に該当する場合、機密事項とはならない。

- (1) 公知の事実（ただし、甲又は乙のいずれかの責めに帰すべき事由により公知となった事実を除く。）
- (2) 第三者から守秘義務を負わず適法に取得した事実
- (3) 相手方から開示を受けた時点で既知の事実

(契約の終了)

第8条 甲又は乙は、以下の各号の一に該当する事由が発生した場合には、直ちに契約を終了することができる。

- (1) 乙の安全を確保することが困難であると甲又は乙が判断した場合
- (2) 相手方に本委任業務の遂行に当たり重大な過失又は背信行為があった場合
- (3) 相手方が本契約に基づく義務の履行を怠った場合
- (4) その他前各号に準ずる本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

(安全管理等)

第9条 甲は、本委任業務を乙に委任するに当たり、甲が直接雇用する従業員に対して負うものと同等の身体・生命に対する安全配慮義務を、乙に対して負うものとする。

2 甲は、乙に対し労働関係法令に定められた使用者（事業者又は事業主）としての義務を負うものとし、乙の生命・身体への危険に関する情報をあらかじめ又は情報を得た後速やかに乙に提供するものとする。

(補償)

第10条 本委任業務の遂行中に、甲又は甲の契約相手の責めに帰すべき事由によって乙に生じた物的及び人的損害については、甲が全ての補償の責任を負うものとする。ただし、明確に乙の故意又は重大な過失が認められる場合は、この限りではない。

(協議)

第11条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈等に疑義が生じた事項については、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

(合意管轄)

第12条 甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

甲及び乙は、甲の説明に基づき本委任契約の合意内容を十分理解したことを相互に確認し、その成立を証するため本契約書を2通作成し、各1通を保管するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲（依頼者）

住所 東京都△△区□□町〇丁目〇〇番〇号

株式会社 **電力

代表取締役 甲 山 一 郎 ⑩

（依頼者）

住所 宮城県△△区□□町〇丁目〇〇番〇号

株式会社 **電力

代表取締役 甲 川 二 郎 ⑩

（依頼者）

住所 北海道△△区□□町〇丁目〇〇番〇号

株式会社 **電力

代表取締役 甲 田 三 郎 ⑩

乙（受任者）

住所 東京都△△区□□町〇丁目〇〇番〇号

独立医療法人 **病院

医師 乙 野 太 郎 ⑩